

1. 都市計画マスタープランの位置付け

1-1. 計画の改訂の背景

「奈井江町都市計画マスタープラン」は令和3年を目標年次とし、平成14年に策定し、平成25年に一部改訂しました。

その後も依然として少子高齢化・人口減少が続いており、まちづくりに関する様々な面での影響が懸念されています。そのため奈井江町は、平成27年に「奈井江町第6期まちづくり計画」を策定し、まちの魅力創出に向けた政策・施策を進めています。更には、平成28年には「奈井江町人口ビジョン」「奈井江町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、(令和2年には「奈井江町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を改定)人口減少対策に特化した施策・事業を実施することとしています。

こうした奈井江町のまちづくりの方向性の変化を踏まえ、将来都市構造や土地利用方針の見直しが必要が生じたことから、「奈井江町都市計画マスタープラン」を改定することとします。

1-2. 都市計画マスタープランの役割と位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として位置づけられ、町の都市計画の基本的な方針を示すものです。

本計画は「奈井江町第6期まちづくり計画」(計画期間:平成27年度~令和6年度)を上位計画とし、北海道が定める「都市計画の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」に即したものとします。また、「奈井江町まち・ひと・しごと創生総合戦略」等の他の計画とも整合や連携を図ります。

今後、本計画を都市づくりに関する施策の根拠とし、土地利用や都市施設の整備など、奈井江町の具体的な事業に反映していきます。

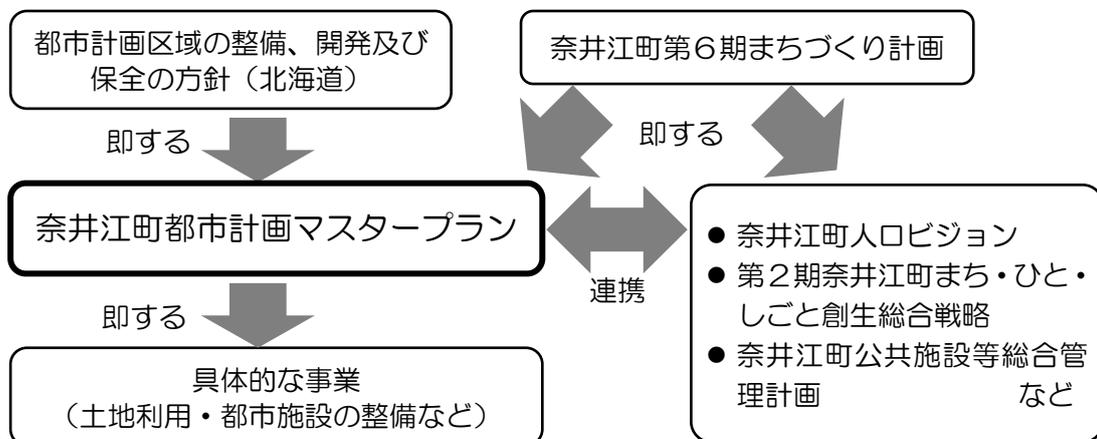


図1-1 都市計画マスタープランの位置づけ

1-3. 計画の対象

本マスタープランでは、美唄奈井江都市計画区域（美唄市・奈井江町）17,068haのうち、奈井江町に属する都市計画区域（5,247ha）（内、用途地域（522.4ha））を対象とします。

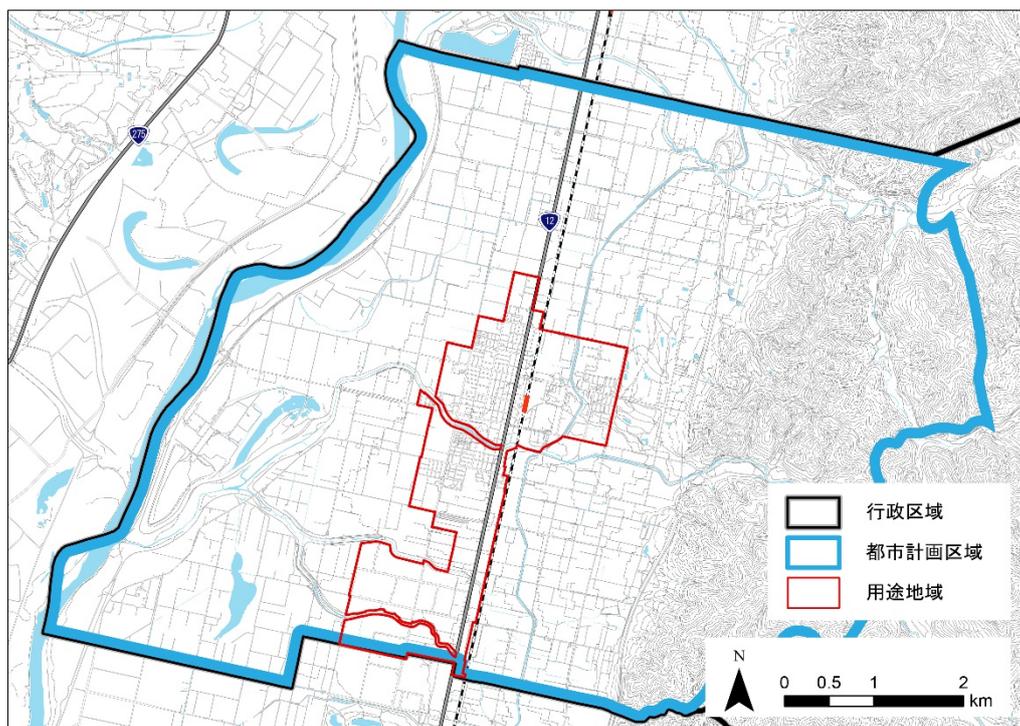


図1-2 計画の対象区域

1-4. 計画の目標年次

本計画は、中長期的な視点から都市計画に関する方針を示すものであることから、概ね20年後の令和22年を目標年次とし、必要に応じて、中間年の令和12年を目途に計画の見直しを行うこととします。

